

カスリーン台風災害における公的救援の考察

— 木村忠二郎文書資料をもとにして —

○ 日本福祉大学大学院 浅井 純二 (006774)

キーワード：カスリーン台風、災害救援、木村忠二郎文書資料

1. 研究目的

木村忠二郎文書資料（寺脇（2010）がマイクロ化。以下、木村資料と表記）のカスリーン台風災害^{注1）}における公的救援の動きを示し、どのような特徴があるかを明らかにして考察することである。

2. 研究の視点および方法

社会事業大学に保存されている木村資料の「災害救助、災害救助法関係」に分類されるカスリーン台風水害の史料を対象にして、厚生省の対応を示す。それらにより、第1に、災害状況がどのように把握され、どのような対応であったかを経過的に示す。第2に、これらの救援の特徴を明らかにして考察する。報告は、木村資料の「関東東北風水害に対して採りたる措置及び対策」^{注2）}（以下、「措置及び対策」と表記）に限定して行う。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、引用・参考文献を明示する等の倫理的配慮を行っている。

4. 研究結果

カスリーン台風災害とは、1947年9月11日にカスリーン台風と命名され、9月14日から16日にかけての豪雨災害を指し、被災は東北から関東までの範囲に及ぶ。利根川上流域では渡良瀬川の越水・氾濫、中流域では大利根町（旧・東村）の破堤により、埼玉・東京へ大規模な氾濫による被害を特徴とする。死亡者・行方不明者が1,930人と大規模で、利根川の支流である渡良瀬川流域では、群馬県桐生市（151人）栃木県足利市（319人）に被害が集中する。これは、1945年度以降の水害の中で伊勢湾台風（1959年）・枕崎台風（1945年）に続くものである（日本の災害対策2010：10）。原因は、多量の降雨により上流山地が崩壊し、河川勾配が急なため、土砂・木材とともに急激な水圧で押し流された為である（災害教訓の継承に関する専門調査会2010：67。以下、調査会報告と表記）。

このような災害に関する研究は、災害事象の分析に関するものが多く、災害救援を主とする研究はほとんどなく、被災自治体が記録を残すにとどまっている。（参考文献参照）。調査会報告は、カスリーン台風の特徴の1つとして、敗戦直後の社会情勢の中で起きた首都圏の災害であることに注目している。

木村資料は「措置及び対策」「厚生省においてとった応急処置」の2種類の文章によって厚生省の対応を示している。前者は10月2日付の10報まであり、厚生省社会局内の対応について共有を図り、後者は説明先・作成日付等は明確でないが、文意から厚生省の対応を対外的に説明したものと考えられる。

「措置及び対策」（以下、報数で表示）で具体的な動きをみると、政府の初動では、1947年9月18日に「関東東北風水害應急救助対策委員会」が内閣の下に設置され、第1回を19日に開催し（2報）、被災状況と応急対策が細かく検討されたことである（5報）。そして、緊急水害対策が25日の次官会議を経て、27日に閣議決定された（7報）。緊急水害対策では、罹災者は72万人であること、給食給水防疫等の応急措置ができないため、浸水家

屋や堤防等の避難地から非罹災地へ「立退」すること、防疫対策の徹底などを決めている。被災地の家屋や堤防に留まる人々の応急救援は困難などと議論されている。

各報に細かい動きを箇条的にみると、GHQへ被災状況の報告（英訳）や説明を行っており、舟艇・応急救援物資・医薬品の提供を要請している（1報・2報）。災害状況の把握のために調査員を派遣し、厚生大臣などが実情調査や見舞を行い（1報・8報）、議員も視察している（6報・8報）。個別に県から救援要請もある。これに対応するようにラ・ラ物資を含む応急物資が送られている。伝染病の発生（6報・9報・10報）があり、防疫・医療対策を講じる人員派遣がなされ（3報・4報）、医薬品等を配給している。避難先に隣県の応援を要請している（4報）。運賃減免（2報）や都電・都バス無料（9報）が行われている。このような応急救助に要した費用負担は災害救助法案と同じような補助にすることが考えられている（10報）。その他、日本赤十字社・救世軍・基督教団・宗教聯盟など民間団体の義捐金募集などの動きが共有されている。

これらをまとめると、GHQが関心を寄せて直接的な救援を行なっていること、首都中心部に近い被災地であり、しかも多くの罹災者を抱えて救援が困難を伴ったことが、災害救援の特徴となっている。（資料は当日配布予定）

5. 考察

災害のこのような特徴を捉える側面から、2点を考察する。第1点は、この時期の社会情勢が災害対応にどのような影響があるのか。第2は、首都圏の広範な地域が被災地域であることによる影響は何かである。その結果、第1点は、戦後まもない日本の災害行政の弱さが露呈していることである。日本の民生当局はGHQに報告し援助を求めた。GHQは舟艇を出し、ラ・ラ物資の提供・配布、医薬品の放出など直接救援に対応したことが明らかとなった。他に飛行機による支援も行われており、いわば戦後期における災害対応の状況が示されていることである。第2は、公的救援の役割が示されたことである。都市部を広範に覆う被災によって、罹災者は数十万人単位となり、個々の都県では応急対応は困難であり、近隣県の支援要請があった。災害救援は省の縦割りであり、「関東東北風水害應急救助対策委員会」のような横断的な対策本部組織が必要とされることを示した。また、防疫の対応ではGHQの支援も得て国が主導しており、技官派遣や防疫指導を行なっていることが明らかとなった。都県が単独でできない被災拡大を止めるための対策工事は国が直轄しており、それが土木関連省庁を再編させ建設省へ繋がっていく。

このように広汎で大規模な災害における公的救援のあり方を明らかにしたが、カスリーン台風災害の救援は災害救助法の審議過程と重なることから法への具体的な影響、あるいはこの災害が与えた後世への教訓の整理は今後の課題である。

注

- 1) 木村忠二郎文書資料では「関東東北風水害」と記載。
- 2) 「風水害」ではなく、「水害」と表記する資料もある。

参考文献

北原糸子・松浦律子・木村玲欧（2012）「日本歴史災害事典」吉川弘文館／「木村忠二郎日記」／中央防災会議・災害教訓の継承に関する専門調査会（2010）「1947 カスリーン台風」／災害対策制度調査会（2002）「日本の災害対策」ぎょうせい／寺脇隆夫（2010）「戦後創設期 社会福祉制度・援護制度史資料集成マイクロフィルム版木村忠二郎文書資料」柏書房／東京都（1951）「東京都水災誌」／日本学術会議（1950）「カスリン台風の研究」